

方 法 意 見 書

南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する横浜市環境影響評価条例第 12 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 中田 宏

所在地：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

2 対象事業の名称及び種類

名 称：南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）

種 類：廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物の最終処分場の新設）

3 事業実施区域

横浜市中区南本牧 4 番地先の水面埋立予定地

第 2 審査意見

1 全般的事項

南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）（以下「本事業」という。）は、横浜市が横浜市中区南本牧 4 番地先の水面埋立予定地（南本牧ふ頭第 5 ブロック工区。以下「計画地」という。）に廃棄物の埋立処分場を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業に該当する。

現在、横浜市が設置している廃棄物最終処分場は、横浜 G 3 0 プランによるごみの減量・リサイクルの推進により、平成 25 年度まで廃棄物の埋立処分が可能である

と見込まれている。本事業は、平成26年度以降も埋立処分を必要とする廃棄物は発生することから、新たに一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分場を設置しようとするものである。

本事業の廃棄物最終処分場は、既存の外周護岸と中仕切り護岸により囲まれた静水域の中に設置する水面埋立処分場である。その構造は、廃棄物の保有水等による周辺水域の汚染を防止するため、底部は計画地海底の不透水性地盤、側部は在来地盤と埋立土層の地盤改良により形成する不透水性地盤及びケーソン又は鋼製セルで構成する遮水構造とし、また、廃棄物の投入により水質が変化した余水を適正に処理するための排水処理施設を設置すること等により、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第1項に定める基準に適合させようとするものである。埋立面積は16.4ヘクタール、埋立容量は400万m³で、年間の廃棄物受入量は一般廃棄物4.4万m³、産業廃棄物4.0万m³とし、平成26年度から概ね50年間供用する計画である。

本事業の計画地は、中区の南東側に位置する南本牧ふ頭の東側に位置している。

南本牧ふ頭は、公有水面埋立事業として昭和63年に横浜市環境影響評価指導指針に基づき、環境影響評価手続きを行った。南本牧ふ頭公有水面埋立事業は水深 - 20mから - 40mの海域を埋め立てる事業で、平成2年から事業に着手し、現在も埋立工事が行われている。本事業は、埋立工事中の南本牧ふ頭の一画に、新たに廃棄物最終処分場を建設するものである。南本牧ふ頭には、既存の廃棄物最終処分場があり、廃棄物の受入れ中であるが、本事業の廃棄物最終処分場はこの既存最終処分場の受入れ終了後に供用を開始する計画となっている。

計画地の北側は既存の廃棄物最終処分場、北西側は商港区として港湾運送業とコンテナバースとして使用されており、東側と南側を外周護岸で囲まれている。また、南本牧ふ頭周辺の沿岸域は埋立造成された平坦な地形で、臨港地区となっており、石油精製、造船などを中心とした工業港区となっている。また、首都高速湾岸線および国道357号より内陸側は、住居地域等となっている。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意して環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 対象事業の計画内容について

ア 事業内容及び用語について、平易かつ正確な表現を用いた準備書を作成すること。

イ 遮水性護岸の構造及び維持管理の内容について説明が不十分な箇所があるので、内容を明らかにし、準備書に記載すること。

ウ 本事業に関する、横浜市環境影響評価条例第11条第1項の環境の保全の見地からの意見に対しては、不足なく事業者の見解を準備書に記載すること。

(2) 環境影響評価項目

ア 工事時

(ア) 大気汚染

調査地点の選定理由を明確にし、準備書に記載すること。

(イ) 植物・動物

重金属蓄積に係る水生生物の調査地点の選定理由を明確にし、準備書に記載すること。

イ 供用時

(ア) 大気汚染

調査地点の選定理由を明確にし、準備書に記載すること。

(イ) 植物・動物

重金属蓄積に係る水生生物の調査地点について、廃棄物最終処分場の余水処理水放流口の位置関係を踏まえて選定理由を明らかにし、準備書に記載すること。

(ウ) 景観

本事業は、埋立地の既存の外周護岸内に廃棄物最終処分場を建設するものであり、景観に影響を及ぼす規模の施設等の建設を伴わない。したがって、本事業においては評価項目として景観を選定する必要はないと考える。

(3) 環境影響配慮項目

ア 地震等の自然災害による二次災害

(ア) 地震時における安全性について

遮水性護岸及び排水処理施設の構造及び維持管理について、地震に対する考え方を明らかにし、準備書に記載すること。